平成２４年（フ）第５号
栃木県那須塩原市西三島３丁目183番地24
債務者　株式会社小池建設
代表者代表取締役　小池　一徳
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　真道
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第８４号
栃木県大田原市前田51番地
債務者　有限会社金子材木店
代表者代表取締役　金子　雄一
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　直之
4　破産債権の届出期間　平成24年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時45分
宇都宮地方裁判所大田原支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第９４８号
千葉県船橋市本中山１丁目18―９―203
債務者　高橋　　均
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　宗樹
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６０号
東京都世田谷区砧１丁目８―11―503
債務者　木村　　文
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志甫　治宣
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９８号
東京都港区芝５丁目19―７―602
債務者　大越　幸雄
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片上　誠之
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０００号
東京都板橋区前野町４丁目40―３―105
債務者　佐藤　洋光
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木好一
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１８号
東京都江戸川区本一色３丁目27―４―503
債務者　高野　英美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　宗哉
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３０号
東京都足立区扇１丁目46―15―307
債務者　前山　鈴香
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　勇樹
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５１号
東京都世田谷区弦巻１丁目27―８―202
債務者　中尾　明美
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　勇樹
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５２号
東京都台東区松が谷４丁目13―４
債務者　岡田　晴彦
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　恵子
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０８号
東京都大田区新蒲田２丁目18―17―202
債務者　濱田　敏彦
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　弘隆
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１７号
東京都八王子市下柚木２丁目27―５―202
債務者　小笠原昭夫
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　世利　英之
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１８号
東京都八王子市下柚木２丁目27―５―202
債務者　小笠原貴子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　世利　英之
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３７号
千葉県柏市十余二254―65
債務者　金子　春行
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　賢
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５３号
東京都北区志茂１丁目33―19―202
債務者　安道三保子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　泰秀
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
東京地方裁判所民事第20部